

設備の施工管理も認める

国交省

小委最終報告に盛り込む

国土交通省は、建築士法の改正に伴って見直しを進めている建築士試験の実務経験要件について、建築一式の施工管理だけでなく、設備工事の施工管理の一部まで幅広く認める方針を固めた。同省は、「イメージとしては元請けだけでなく下請けの施工管理も認める」ということ（住宅局建築指導課）としており、設備の一次下請けの施工管理までは実務経験として認める考えだ。実務経験要件見直しの方向性は、19日に開く社会資本整備審議会（国土交通相の諮問機関）建築分科会の基本制度部会に示す建築士制度小委員会の最終報告の中に盛り込む。

ざる業務として一定程度 針だ。19日の基本制度部会に提示する小委員会の最終報告では、6日の報告案の段階で実務経験要件については、従来どおり実認める業務として提示していた「建築一式工事の施工管理」を「建築工事の施工管理」に改める。また、実務要件として認めない考えを示していた空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備などの施工管理は削除する見直しを改める。

「実務訓練的な教育を国交省が強いのは不快感がある」といった意見が出されたことから、「実務的な教育」などに表記する」という懸念がある。

「実務訓練的な教育を国交省が強いのは不快感がある」といった意見が出されたことから、「実務的な教育」などに表記する」という懸念がある。

建築士試験の実務経験

同省はこれまで、設計・工事監理以外に、建築一式や大工工事の施工管理のほか、建築工事の指導監督、耐震診断などを建築士試験の実務経験要件として認める考えを示してきた。

ただ、6日に開かれた全体をまとめることがで

通し。

実務経験として認める

大学院の教育課程につい

ては、「設計・工事監理

に関する業務についての

実務訓練となるような内

容を充足している教育を

受ける場合」という表現

に対し、小委員会の委員

から「大学院の教育が設

計・監理にばかりシフト

する」という懸念がある。

「実務訓練的な教育を国

交省が強いのは不快感

がある」といった意見が

出されたことから、「実

務的な教育」などに表記

する」という懸念がある。